

南部広域行政組合告示第3号

南部広域行政組合が設置する一般廃棄物最終処分場を設置するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施したので、南部広域行政組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例（平成14年条例第8号）の規定により、当該調査書をつぎのとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第5条の規定により、南部広域行政組合理事長に意見書を提出することができる。

平成27年9月15日

南部広域行政組合 理事長 古 堅 國 雄



記

- 1 一般廃棄物処理施設の名称
南部広域行政組合一般廃棄物最終処分場（仮称）
- 2 一般廃棄物処理施設の設置場所
沖縄県南城市玉城字奥武地内
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物最終処分場（管理型）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
溶融飛灰、焼却残渣、焼却飛灰、不燃残渣
- 5 一般廃棄物処理施設の能力
埋立面積 8,000㎡
埋立容量 94,000㎥
- 6 実施した生活環境影響調査の項目
大気質、騒音、交通量、振動、悪臭、地下水
- 7 調査書の縦覧場所
南部広域行政組合事務所（南部総合福祉センター2F）、構成6市町役所（場）廃棄物担当課
- 8 調査書の縦覧期間
告示の日から平成27年10月14日（水）まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- 9 調査書の縦覧時間
午前9時から午後4時まで
- 10 意見書の提出先
南部広域行政組合事務所 〒901-0401 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平965番地
意見書の方法 持参、FAX（098-998-9420）
郵送、E-mail（kankyo@nanbukouiki-okinawa.jp）
- 11 意見書の記載事項
 - (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事務所の所在地）
 - (2) 一般廃棄物処理施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 12 意見書の提出期限
平成27年10月15日（木）から平成27年10月28日（水）午後5時まで